

台風第 19 号による農作物等の被害に対する技術対策について

令和元年(2019年)10月13日

上伊那農業改良普及センター

1 共通

- (1) 園芸施設、菌茸施設、畜舎など農業施設において、停電が発生した場合は、速やかに予備電源等の確保を行い、早急の復旧に努める。
- (2) 施設の被害が発生した場合、できる限り早期に施設の破損状況等の点検を行うとともに、修復が可能な場合には、早急な修理により、栽培作物の生育障害等の被害を防止する。

2 水稲

- (1) 浸水、冠水した水田は、速やかに排水する。
- (2) 倒伏した水田では、排水を行い、稲体をできるだけ引き起こし、茎葉の腐敗や穂発芽を防ぐとともに、乾いたらできるだけ早く収穫を行う。
- (3) ハゼ干しで倒れたものは、早急に立て直し、乾燥を促す。
- (4) 倒伏などにより、高水分の粃をコンバインで収穫した場合、直ちに乾燥作業を行うが、急激な乾燥は避け、乾燥胴割を防ぐ。

3 大豆

- (1) 滞水したほ場では速やかに排水し、作物体の乾燥を促す。
- (2) 冠水時間が長くなると、しわ粒やカビが発生するなど品質が劣化するので、機械収穫の場合は品質を確認し、刈り取り高を調節する。
- (3) 茎に泥が付着し、汚粒の発生が予想されるほ場は、収穫を後回しとする。

4 そば

- (1) 滞水したほ場は速やかに排水し、作物体の乾燥を促す。
- (2) 収穫時期を迎えているものは速やかに収穫する。
- (3) 冠水したものとコンバイン収穫したそばは、蒸れやすいので、収穫後は速やかに乾燥する。

5 果樹

- (1) 倒伏樹は早期に立て直し、支柱で固定する。根が露出した場合は土盛りし、マルチや灌水を行い、乾燥防止と新根発生に努める。
- (2) 大枝が裂けた場合は立て直し後、ボルトやカスガイで固定するか縄で縛って傷口の癒合を図る。完全に裂けたものは傷口を平らに削り、塗布剤を塗布する。完全な立て直しができない場合も支柱で固定するか、可能な範囲で持ち上げ地表面との空間を作る。
- (3) 落果した果実の出荷は、JAや集出荷団体と十分連絡の上、その指示に基づいて行う。農薬の使用基準（収穫前使用日数等）を確認して適切に処理する。
- (4) 果樹棚、トレリス、施設の緩みや損傷を確認し、補修を行う。
- (5) 収穫中のぶどう棚が倒壊した場合は、棚と地上部に空間をつくるように支柱を入れ、なるべく風通しを良くし、収穫を急ぐ。棚は後日復旧に努める。

6 野菜・花き

- (1) 茎葉の保護と病害防除のために、農薬使用基準を遵守し殺菌剤の散布を行う。
- (2) 生育状況を見ながら、速効性肥料の追肥、葉面散布を検討する。
- (3) 支柱が倒伏したものは、むやみに引き起こすと損傷が激しくなるので様子を見ながら行う。

7 酪農

停電により、搾乳機やバルククーラーの電源確保が必要な場合は、発電機の入手についてJA等関係団体と連携をとり対応する。

8 飼料作物(飼料用トウモロコシ)

- (1) 折損した場合は、枯死、腐敗、カビの発生を防ぐため、早目に収穫する。
折損ではなく寝ころびの場合は立ち上がりを待つ。
- (2) 倒伏した場合は、高刈りにするとともに、土壌の混入防止のため倒れた先の雄穂側から起こしながら収穫する。
- (3) サイレージの調整にあたっては、腐敗やカビの発生を防止するため不良発酵防止剤を使用する。
- (4) 倒伏し泥等による汚染がひどい場合は、無理に収穫せずに刈り分けを行う。

11 鳥獣害対策

鳥獣害対策の侵入防止柵（物理柵・電気柵等）を点検し、破損が発見された場合は速やかに修繕する。